

令和7年度第2回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年5月27日(火) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	8番	内山	昌代
3番	関山	美智子	10番	井上	昌之
4番	小林	茂	11番	中村	隆一
5番	香坂	政博	12番	橘川	均
6番	野谷	茂			

4 欠席委員

9番 鈴木 透

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

11番 中村 隆一 7番 水島 寿徳

8 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による届出について

9 議案

- 第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について
- 第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第5号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

会議の状況

【議長】

皆さんおはようございます。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。本日は議題が多いので早速始めさせていただきます。

それでは令和7年度、第2回の総会を開催いたします。

本日の出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第2回総会の議事録署名委員につきましては11番中村委員、7番水島委員にお願いします。

続きまして日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は農業委員会を経由して県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は農業委員会に届け出ることによって許可は不要となっておりまして、その際に農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は市街化区域内での第5条による転用1件の届出を受理しております。

なお、土地の場所については関係資料位置図の地図1をご覧ください。

こちらは中里の軒吉橋の西側の位置にある土地で、駐車場として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については4月24日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

本件は当初、令和6年4月1日から令和9年3月31日までを期間として、農地中間管理機構である神奈川県農業会議を間に入れた利用権設定を受けていましたが、今回、地権者から神奈川県農業会議への賃借は継続したまま、神奈川県農業会議から賃借人への賃借権について解約を行うというもので合意解約に至ったため、農地法第18条第6項の規定による通知書が提出されました。

なお、土地の場所については関係資料位置図の地図2のとおり山西地区内の1筆となっております。

報告事項については以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして日程第4の議事に入ります。議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。

なお、本案件のNo. 1及びNo. 2については委員に係る案件であることから別々に諮らせていただきます。

それでは農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定により、審議前に委員に退席を求めます。

— 委員退席 —

事務局、No. 1及びNo. 2について朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第1号No. 1及びNo. 2朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。山西地区の報告について、野谷副会長、よろしくをお願いします。

【委員】

No. 1及びNo. 2について報告いたします。

5月13日に借受予定者立会いのもと、山西・川勾地区農業委員2名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は山西の大谷戸に位置する農用地区域内の農地1筆で、面積は155㎡です。

借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、借受予定者から聞き取った営農計画などからも今後の効率的な農地利用が見込めるため問題はないと思われま

す。以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第3号のNo. 1及びNo. 2について補足説明いたします。

こちらは中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは議案第3号関係資料をご覧ください。

№. 1については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから4ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

№. 2については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、5ページから9ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付しております。

また、位置図を10ページに添付しております。

利用目的としては露地野菜を作付けする予定となっており、新規の申請となります。

借主が耕作する農地については適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われま

す。農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の№. 1及び№. 2について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。それでは 委員の復席をお願いします。

— 委員復席 —

【議長】

委員、議案第1号の№. 1及び№. 2については「原案のとおり決定する」こととされましたので報告いたします。

続きまして№. 3から№. 18について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第3号№. 3から№. 18朗読 —

【議長】

お疲れ様でした。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

山西地区の報告について、野谷茂委員、よろしくをお願いします。

【委員】

№. 3から№. 6について報告いたします。

5月13日に借受予定者立会いのもと、山西・川匂地区農業委員2名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

はじめに№. 3及び№. 4の対象農地の場所は山西の釜野に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は942㎡です。

続いて№. 5及び№. 6の対象農地の場所は同じく山西の釜野に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は218㎡です。

借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、それぞれの借受予定者から営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため特に問題はないと思われます。

委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

ありがとうございました。

続きまして川匂地区の報告について、野谷副会長、よろしく申し上げます。

【委員】

№. 7及び№. 8について報告いたします。

4月15日に借受予定者立会いのもと、山西・川匂地区農業委員2名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は川匂の前畑に位置する農業振興地域の農地1筆で、面積は1,151㎡です。

借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、借受予定者から聞き取った営農計画などからも今後の効率的な農地利用が見込めるため問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。

続きまして一色地区の報告について、井上委員、よろしく申し上げます。

【委員】

№. 9から№. 12について報告いたします。

5月15日に借受予定者立会いのもと、一色地区農業委員3名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

はじめに№. 9及び№. 10の対象農地の場所は一色の西峯及び林ノ脇に位置する農用地区域の農地3筆で、面積の合計は2,922㎡です。

続いて№. 11及び№. 12の対象農地の場所は一色の若宮に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は1,723㎡です。

借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、それぞれの借受予定者から営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。

続きまして中里地区の報告について、関山委員、よろしく申し上げます。

【委員】

No. 13からNo. 18について報告いたします。

5月19日に借受予定者立会いのもと、中里地区農業委員3名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

はじめにNo. 13及びNo. 14の対象農地の場所は中里の梅ノ木に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は772㎡です。

続いてNo. 15及びNo. 16の対象農地の場所は中里の壺丁畑に位置する農用地区域の農地2筆で、面積の合計は2,849㎡です。

最後にNo. 17及びNo. 18の対象農地の場所は中里の代官山に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は2,370㎡です。

借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、それぞれの借受予定者から営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第3号のNo. 3からNo. 18について補足説明いたします。

これらも中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは議案第3号関係資料をご覧ください。

はじめにNo. 3については先ほどの報告事項(2)の農地となりまして、中間管理機構から借主へ農地を貸し付けていた案件は解約となりましたが、こちらの地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件は以前の総会で決定しており継続となります。

No. 4については報告事項(2)にて解約された後を引き継ぐ形で中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、11ページから15ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付し、位置図を16ページに添付しております。

利用目的としては露地野菜を作付けする予定となっており、新規の申請となります。

続いてNo. 5については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、17ページから20ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

No. 6については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、21ページから26ページに使用貸借による権利の設定関係資料を添付し、位置図を27ページに添付しております。

利用目的としては綿を作付けする予定となっており、新規の申請となります。

なお、法人が農地の貸借をする際の要件としては、一般要件のほかに、貸借契約に解除条件が付されていること、地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと、1人以上の法人役員等が農業に常時従事することが定められております。

続いてNo. 7については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、28ページから31ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

No. 8については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、32ページから36ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付し、位置図を37ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を新たに5年間更新するものとなっております。

続いてNo. 9については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、38ページから41ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

No. 10については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、42ページから46ページに使用貸借による権利の設定関係資料を添付し、位置図を47ページに添付しております。

利用目的としては露地野菜を作付けする予定となっており、新規の申請となります。

続いてNo. 11については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、48ページから51ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

No. 12については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、52ページから56ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付し、位置図を57ページに添付しております。

利用目的としては、現在、青パパイヤを作付けしている農地の利用権を新たに3年間更新するものとなっております。

続いてNo. 13については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、58ページから61ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

No. 14については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、62ページから66ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付し、位置図を67ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を新たに3年間更新するものとなっております。

続いてNo. 15については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、68ページから71ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

No. 16については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、

72ページから76ページに使用貸借による権利の設定関係資料を添付し、位置図を77ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を新たに5年間更新するものとなっております。

続いてNo. 17については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、78ページから81ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

No. 18については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、82ページから86ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付し、位置図を87ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を新たに5年間更新するものとなっております。

いずれも借主が耕作する農地については農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

No. 6の資料25ページについて空欄が多いのですがこれでよいのでしょうか。

【事務局】

この資料は神奈川県農業会議からの情報に基づいて作成いたしました。今後はより情報を確認して作成いたします。

【議長】

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案のNo. 3からNo. 18について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

続きまして議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第4号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。
二宮地区の報告について、松崎委員、お願いします。

【委員】

5月12日に二宮地区農業委員2名及び事務局で現地を確認いたしました。
対象地の場所は二宮の前柏木に位置する市街化区域の農地3筆で、面積の合計は
1,136.76㎡です。
当該地では露地野菜が栽培されており農地として適切に利用されていました。
以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは説明いたします。
本案件は相続税の納税猶予制度によるものです。
相続税の納税猶予制度とは農地を相続した相続人が当該農地を農地として利用していく
場合、相続税の猶予を受けられる制度です。
なお、市街化区域内の農地では特例を受けてから20年が経過すると相続税の免除が
確定することとなりますが、その際には出口調査と呼ばれる税務署からの調査があり、
農業委員会では当該農地の利用状況について確認し税務署に報告することとなります。
また、それとは別に平成21年以降に特例を受けた方は、納税猶予に係る期限が確定
するまでの間、3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出する必要があり、届出には
農業委員会が発行する引き続き農業経営を行っている旨の証明が必要となります。
本案件につきましては平成21年以降に特例を受けた案件であり、引き続き農業経営を
行っている旨の証明願が申請されたことによる議案となります。
議案第4号関係資料をご覧ください。1ページ目に当案件の地図を添付しております。
申請者は平成24年に相続し二宮地区の農地3筆、面積合計1,136.76㎡につい
て納税猶予の特例の適用を受けております。
対象地は委員からの現地確認報告にもありましたように露地野菜が栽培され適正に管理
されておりました。
以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり証明する」ことといたします。

続きまして、議案第5号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第5号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

補足説明いたします。

農業委員会が実施する最適化の推進に係る活動は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進など多岐にわたります。このような最適化活動を確実に実施し透明性を確保するために、毎年度、前年度の最適化活動の実施状況等を取りまとめ6月末までに公表するとともに県を通して国へ報告することとされています。

それでは議案第5号関係資料をご覧ください。

なお、資料にあります「目標」や「現状及び課題」などは令和5年度の総会で皆様にご了承いただいた「令和6年度の最適化の目標数値」となり、今回は「実績」などを取りまとめたものになります。この内容は事前にお示ししたのですが改めてご説明させていただきます。

はじめに1ページのローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」でございます。

1「農業委員会の現在の体制」については現行の体制での内訳を示しております。

また、2「農家・農地等の概要」でございますが、こちらは「2020年農林業センサス」などを基にした数値となっております。

続きまして2ページのローマ数字のⅡ「最適化活動の実施状況」でございます。

1「最適化活動の成果目標」について（1）「農地の集積」の「③実績」は目標に対する達成状況が119.66%となりました。

「農業委員会の点検結果」としては「貸し手と借り手のマッチングを行い、集積率目標を達成できた。引き続き集約化に取り組み、新規集積面積の増加に取り組んでいく。」としています。

続いて（2）「遊休農地の発生防止・解消」について3ページの「③実績」は昨年度実施した農地パトロールの結果を基に記載しております。

アの「既存遊休農地の解消」では緑区分の解消実績面積は1.21ヘクタール、その内、前年度に発生した緑区分の解消は0.80ヘクタールとなりました。

また、「④その他」について1号遊休地の面積は合計で11.19ヘクタールとなっています。

「農業委員会の点検結果」としては「遊休農地所有者への指導を行い、遊休農地の解消も見られた。一方で、新たな遊休農地も発生したため、中間管理機構と連携し、農地の集積化を図る必要がある。」としています。

続いて(3)「新規参入の促進」について4ページの「③実績」は、「新規参入者の参入状況」が4経営団体で1.37ヘクタールとなりました。

「農業委員会の点検結果」としては「継続して新規参入に繋がる調整を実施したことで、新規参入者が農地を借り入れることができた。引き続き、新規参入の促進及び新規参入者へのサポートを行っていく必要がある。」としています。

続いて2「最適化活動の活動目標」については(2)「活動強化月間の設定」の「②実績」として9月、11月、3月に実施をしております。

続いて5ページ(3)「新規参入相談会への参加」の「②実績」は、9月に橘川会長と井上委員にご参加いただき農業支援ワンストップ相談窓口を開催しております。

これらの結果を規定に基づき採点した結果、「目標の達成状況の評語」としては「目標に対して期待を上回る結果が得られた」ということになりました。

続きまして6ページのローマ数字のⅢ「事務の実施状況」でございます。

- 1 「総会、部会の開催実績」については総会を12回開催しました。
- 2 「農地法第3条に基づく許可事務」については0件でした。
- 3 「農地転用に関する事務」については4件ありました。

4 「違反転用への対応」について、「違反転用解消のために実施した活動内容」としては「農地パトロール及び日々の巡回により違反転用の早期発見に努めることができている。なお、現状の違反転用については、情報を整理し、指導等に努めていく必要がある。」としています。

なお、本日ご審議いただいた後、この計画を二宮町や全国農業会議所のホームページ上で公表いたします。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第5号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、「原案のとおり定める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり定める」ことといたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時25分閉会